

浅川町魅力発信業務(食の体験イベント)仕様書

本仕様書は公募型プロポーザルを実施するにあたり、最低限の要求事項を示すものである。提案を受け付けるにあたり、要求事項に対する手法や本仕様書に記載していない独自の提案、計画実現性を高めるための具体的な提案がされることを期待しており、そのため優先交渉権者特定後、企画提案内容等により本仕様書の内容を一部変更(追記等)する場合がある。

1 業務名称

浅川町魅力発信業務(食の体験イベント)

2 業務目的

浅川町の特産品を活用した食のイベントを開催し、首都圏を中心に浅川町の魅力と食の安全性を知ってもらうことを目的とする。

3 特記事項

本業務は、復興庁「福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））第16回事業申請分（A 地域の魅力向上・発信事業）」の交付を受け実施するもので、当該補助事業の主旨を理解した上で、上記補助金の交付規程等を遵守し、また、上記補助金の町の事業計画に沿って業務を実施すること。

4 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 業務内容

○食の体験イベントの開催

首都圏の商業施設（主要な都心の駅から徒歩圏内とする）にて、浅川町の特産品を活用した食の体験イベントを実施する。イベント当日は、料理系インフルエンサー等のSNSで発信力のあるタレントを招へいし、浅川町の食材（主にふるさと納税返礼品となっているもの）を使用した調理を行っていただく。また、同イベントに合わせ、浅川町の特産品を販売、魅力を展示する。

主な業務項目は下記の通りとする。

- （1）食の体験イベント企画・実施・食材等の調達
- （2）食の体験イベント開催に伴う広報・PR業務
- （3）風評払拭の発信に適したインフルエンサーの招へい
- （4）浅川町の魅力発信を行う展示物の制作・設置

6 その他

- （1）受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、業務期間中、町と十分協議・打合せを行いながら誠意をもって本業務を遂行すること

とし、協議・打合せを行った際は、その都度会議録を作成の上、町に提出するものとする。

- (2) 本業務に必要な資料のうち、町が所有し業務に活用することができる資料は受託者に貸与する。この場合、受託者は貸与を受けた資料について、業務完了とともに町に返却することとする。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧すること。
- (3) 受託者は、改正個人情報保護法を遵守し、町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、本契約を履行する上で知り得た情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (4) 作業にあたり、受託者は善良なる注意をもって行うものとし、第三者に被害を及ぼした場合、受託者の負担により対処するものとする。
- (5) 本業務の成果品の著作権については、町と受託者が協議して決定するものとする。
- (6) 受託者は町の承諾なしに、成果品を他人に閲覧、複写させ、又は譲渡してはならない。
- (7) 業務完了後に過失・疎漏等により不良箇所が発見された場合は、町の認める修正及びその他必要な作業を受託者の負担で行うものとする。
- (8) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、町と協議を行い決定するものとする。また、冒頭記載のとおり、本仕様書は基本的事項を提示したものであり、業務の目的から勘案して必要と考えられる事項については、適宜創意工夫して提案するものとする。